障害者差別解消法の課題

青木　亮祐（帝京大学）

Ⅰ　はじめに（近時の障害者差別解消法の改正と障害者施策の動向）

2021（令和3）年5月、障害者差別解消法（以下「解消法」）が改正され（令和3年法律第56号）、事業者の責務として合理的配慮の提供が法的義務化された[[1]](#footnote-1)。同改正では、あわせて国及び地方公共団体についての連携・協力体制、両者による差別解消の支援のほか、地方公共団体の情報提供体制等についての法整備がなされている[[2]](#footnote-2)。この改正法は2024（令和6）年4月1日から施行される。

　2023（令和5）年3月14日、事業者の合理的配慮の提供の法的義務化に向けて、閣議決定により「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の改定がなされ（以下「改定基本方針」）[[3]](#footnote-3)、差別の定義・概念の明確化、事業者による建設的対話・相互理解の重要性などが指摘されているほか[[4]](#footnote-4)、環境整備と合理的配慮の関係を詳述している点が注目される。そこで、本稿では、この環境整備に焦点を当てたい[[5]](#footnote-5)。

　障害者基本法11条に基づき、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度を期間とする第5次障害者基本計画が策定された。同計画では、「障害者施策を、条約との整合性を一層高めつつ強力に進めていく」ことを基本的な方向性として掲げており、障害者権利条約（以下「権利条約」）の理念の尊重及び整合性の確保を重要な課題として捉えたものといえる。

こうしたなか、障害者権利委員会[[6]](#footnote-6)は、2022年８月、日本の第１回政府報告を審査し、同年9月、日本政府報告に関する総括所見を採択し、多岐にわたって権利条約の国内実施に関する懸念や勧告を示した[[7]](#footnote-7)。

現在、解消法をめぐっては、事業者の法的義務化と権利条約の適合解釈（適合措置）の2つの大きな潮流が存在するが、改定基本方針で示されたトピックの１つである環境整備を中心に、解消法の課題の検討を行いたい。

Ⅱ　解消法の環境整備にかかる条約整合性に関する課題

改定基本方針では「環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、 合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、 特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置である」[[8]](#footnote-8)とし、環境整備（事前対応）と合理的配慮の提供（個別の場面での対応）が両輪として進めることが重要であるとしている[[9]](#footnote-9)。

前もっての環境整備が進めば、個別の場面において社会的障壁に直面する可能性は減ることが期待できるが、環境整備が整い多数の障害者の参加が可能となることで、新たな障壁が出現し、その際、改めて合理的配慮を提供し、合理的配慮の経験を次の環境整備へとつなげるサイクルによって、多様性の包摂の仕組みが形成されるというのである[[10]](#footnote-10)。

改定基本方針は環境整備が解消法5条に該当するとしており、権利条約9条の定める「アクセシビリティ」と同じ性格を有するものといえる[[11]](#footnote-11)。すなわち、一般的意見2号は「アクセシビリティは集団に関するものであるが、合理的配慮は個人に関するものである。これはアクセシビリティの提供義務が事前義務（ex ante duty）であることを意味する」[[12]](#footnote-12)もので、その義務・監視について、「締約国は、アクセシビリティを確保するために実施すべき様々な機関（地域・地方自治体を含む）及び団体（民間団体を含む）の義務を明確に規定すべきである。締約国はまた、アクセシビリティを確保するための効果的な監視メカニズムを規定すべきであり、かつ、アクセシビリティ基準の実施を怠った者に対する制裁を監視すべきである」[[13]](#footnote-13)としている。

また、アクセシビリティの整備にあたって、一般的意見2号は、アクセシビリティが集団的・事前的義務であって、個別の未来的な義務（ex nunc duty）である合理的配慮とは異なることを前提としながらも、「締約国はアクセシビリティ基準を設定する必要があり、これは障害者団体と協議をして適応させなければならない。そして、この基準は、サービス提供者、建設業者その他の関係者ごとに定められる必要がある」[[14]](#footnote-14)として、合理的配慮の提供に見られる障害者の発意性（解消法7条1項、促進法36条の2）をアクセシビリティの整備段階でも求めている。

そして、権利条約の示すアクセシビリティの提供義務には「過度の負担」の抗弁が認められないという大きな特徴がある。すなわち、一般的意見2号は、「条約によれば、締約国は緊縮政策（austerity measures）を理由として漸進的なアクセシビリティの確保を回避することは許されず、アクセシビリティの実施義務は無条件（unconditional）である。アクセシビリティの提供者は、障害者のアクセシビリティを提供しなかったことの不作為を弁解することはできない。これに対し、合理的配慮の義務は、その実施が提供者において不当な負担とならない場合にのみ存在する」と指摘する[[15]](#footnote-15)。

こうして権利条約は、アクセシビリティについて即時実施を求めていない反面、過度の負担の抗弁を許容していない[[16]](#footnote-16)。

改定基本方針が環境整備と合理的配慮を両輪の関係と捉えていることは、権利条約のアクセシビリティを十分に酌んでいるものの、他方で、環境整備を努力義務にとどめている解消法５条の規定には深甚なる疑問が残る。改善にかかる法的規制のない脆弱な環境整備のまま、これを基礎とした合理的配慮には「過重な負担」がつきまとい、合理的配慮の教訓を次の環境整備につなげることの実効性に期待ができない。環境整備を法的義務化することは、解消法に求められた喫緊の課題といえよう[[17]](#footnote-17)。

Ⅲ　個別法や解消法3条2項を通じた環境整備の義務付け

﻿物理的な環境整備[[18]](#footnote-18)のみならず、制度や慣行の環境整備をも対象とする解消法における環境整備の法的義務化は、社会構造の大きな変革を求めるものであり、その実現が容易には適わないことについて多言を要しないであろう。その理由の一つとして、権利条約の求めるアクセシビリティについて、障害者権利委員会がこれまでの人権条約よりも高次の目標として掲げていることが挙げられよう。

障害者権利委員会は2012年以降、「社会モデル」に言及することがほぼなくなり、代わりに「人権モデル」を頻繁に言及するようになったといわれるが、川島聡によれば、こうした背景には、より高次の目標に各国の障害者施策を牽引する委員会の基本的態度がある[[19]](#footnote-19)。川島は、委員会が「社会モデル（社会的障壁の発見装置）」と「人権モデル（社会的障壁がこう解消されるべきという規範的認識）」には違いがあることを前提として、さらに人権モデルが「従来の人権モデル（例えば、厳格基準の下であれば隔離を是認する等）」から、より高い水準の「独自の人権モデル（隔離を絶対に禁止する等）」へと展開させながら用語を使用していると分析する[[20]](#footnote-20)。

法律の条約適合について、学説上、憲法98条2項を通じて「人権条約の規定が日本国憲法よりも保障する人権の範囲が広いとか、保障の仕方がより具体的で詳しいとかいう場合は、･････憲法のほうを条約に適合していくことが必要」であることが主張されているが[[21]](#footnote-21)、日本国憲法には障害者に関する規定は存在しないからこそ、積極的に権利条約の趣旨を取り入れることの理論的な根拠ともなり得よう。

日本の障害法制は、個別の障害種類別に法整備がなされ、拡充がなされていったという特徴がある。近時では2021年、医療的ケア児支援法が成立した。

この点について、喀痰吸引器具等設置義務付け訴訟（名古屋地判令和2年8月19日判時2478号24頁）において、裁判所は原告のために学校が喀痰吸引器具等の取得をする必要はないと判断した[[22]](#footnote-22)。しかし、医療的ケア児支援法7条は、学校の設置者は医療的ケア児が在籍する学校に対する適切な支援をしなければならない旨を定めており、アクセシビリティの観点から「学校」を「子どもが当たり前のように日中を安心・安全に過ごす施設」と捉えると、原告が日常持参している吸引器具の故障に備えた予備用としての喀痰吸引器具を学校の責任で取得することを肯定できるのではなかろうか。

また、新設される解消法3条2項（国及び地方公共団体の適切な役割分担のもと連携・協力体制の構築）の規定も、権利条約のアクセシビリティの趣旨を読み込むことで、環境整備の法的根拠の１つになることが考えられる。

義務教育段階の学校教育や福祉サービスは市町村が主体的な役割を担い、地域の特性を踏まえて実施されるため[[23]](#footnote-23)、市町村の予算規模や整備体制等に起因する地域間格差の問題が生じ得るが[[24]](#footnote-24)、環境整備の実現の前段階として地域間格差の解消が必要であろう。

学校教育の場面では、2022年4月27日の文科省通知（４文科初第375号）[[25]](#footnote-25)をきっかけに分離教育の拡大が懸念されている。通知は、「障害のある児童制度が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学校で指導を受けることが継続するような状況」は不適切であるとしているが、本来、国の責任であるはずの基礎的環境整備に向けた一層の財政的支援にはほおかむりしているといわざるを得ず、特別支援教育関連費用の削減という意図が見え隠れする[[26]](#footnote-26)。

福祉サービスでは、公費負担の上限設定が障害者の日常生活に影響を及ぼし得る。

介護給付費の支給について、国の費用負担を義務化して国庫負担基準が定められているが、この基準を超過すると市町村が給付負担をしなければならないという関係のもとでは、財政基盤の薄弱である市町村にとっては国庫負担基準が事実上の個人の支給量を画することになりかねないといった問題が指摘されている[[27]](#footnote-27)。

もっとも、これまで裁判所は、財源論の問題となると途端に差別感覚を鈍麻させ、地域間格差については市町村の現状を追認するだけの態度に留まってきた[[28]](#footnote-28)。

総括所見は、日本政府に対し、「地域社会において障害者が必要とするサービス・支援の提供における地域及び地方自治体間の格差を取り除くために、必要な立法上及び予算上の措置を講じる」ことを勧告する[[29]](#footnote-29)。

第5次障害者基本計画のもと、権利条約との整合性を高める要請は一層強いのであるから、解消法3条2項は国に学校教育や障害福祉サービスにおける一層の費用負担を求めるべき法的根拠となり得るのであり、裁判所には地域間格差の解消をするよう積極的判断が求められよう。

Ⅲ　事業者の合理的配慮における課題

　環境整備と両輪になるのが、合理的配慮の提供である。事業者の合理的配慮の提供が法的義務化されることに伴い、全国規模で合理的配慮を提供しない事業者に対する是正要求は増大することが予想されるが、解消法の対応スキームについても課題が指摘できる。

解消法は、主務大臣制を採用し（21条）、各主務大臣が事業者において適切に対応するための指針を定め（11条1項）、必要があるときは事業者に対して報告を求め、又は助言・指導・勧告を行う権限を有すると定めている（12条）[[30]](#footnote-30)。なお、個別法により地方公共団体の長その他の執行機関が行う場合もある（施行令3条）[[31]](#footnote-31)。

主務大臣制の採用は、司法救済よりも行政の関与が望ましいと考えられたところによる。「差別禁止」ではなく「差別解消」という法律題名が示すとおり、司法の場で直接利用することを意図したものではなく、行政や事業者と障害者とが建設的対話を促進させることで、差別の解消、合理的配慮を浸透させていくことが期待されている[[32]](#footnote-32)。このことは解消法に限らず、促進法においても同様である[[33]](#footnote-33)。

もっとも、改定基本方針は事前の対策では、障害者らからのヒヤリングなどを実施した対応指針の作成・変更、当該対応指針に係る十分な情報提供、相談体制や各機関の連携体制の構築の実施を行うものとしているが、アクセシビリティ基準の確立を求める権利条約の水準にはほど遠い。

次に、事後対策に関しても、主務大臣制と地方公共団体の長等の間の事務分掌があいまいであるといった課題も存在する。合理的配慮の不提供などによって生じる紛争について、改定基本方針によれば、まず建設的対話による相互理解を通じて解決を図ることが望ましく、それでも解決が難しい場合には事案の解決・再発防止に向けた次の段階の取組として、国レベル（主務大臣による行政措置）、地方公共団体レベル（施行令3条に基づく措置等）による対応を想定している。

この点、解決手法の中心となる建設的対話は、改定基本方針でも「双方がお互いの状況の理解に努めることが重要」としており、この相互理解を促進する要素として「当事者への寄り添い」[[34]](#footnote-34)は重要である。調整的解決手続において、障害当事者や障害者家族が関与することが望ましいといえよう。実際に、地方公共団体のなかには、あっせん等の調整を行う第三者機関として調整委員会を設置し、同調整委員会には障害当事者や障害者家族を委員として委嘱する自治体もある[[35]](#footnote-35)。このため、建設的対話の実効性を高めるのであれば、国レベルで実施するよりも、地方公共団体レベルで実施することが適切であるかもしれない。

解消法14条は、国と地方公共団体が必要な体制を整えることを同列に扱っているが、それぞれには専門性や機動力等において違いが存することを考慮に入れれば、各分野での専門技術的な知見が期待できる主務大臣制の役割は事前対策（アクセシビリティ基準の確立）を中軸として、地方公共団体には事後対策を主軸として捉えるべきではないだろうか。

当然のこととして、裁判所も調整的解決機関として注目すべき存在である。裁判所は、訴訟がいかなる程度であっても和解の勧試を行うことができ（民訴法89条1項）、また、訴訟係属中、職権又は当事者の合意により調停に付すことができる（民調法20条1項）[[36]](#footnote-36)。

合理的配慮の請求権を学説の多くは認めないけれども[[37]](#footnote-37)、このことをもって裁判所を通じて相手に対する合理的配慮の提供を求めることができないという理屈にはならない。池原毅和は、合理的配慮の提供義務者が契約における付随義務として誠実対話（協議）義務を負っていると措定し、障害者は契約当事者として、話合いに応じない相手方に対して協議に応じる地位確認を裁判所に求めることができるとする[[38]](#footnote-38)。この池原の見解は事前の司法救済の途を開くものとして肯定的に評価されよう[[39]](#footnote-39)。

Ⅳ　結びに代えて

　本稿は﻿、解消法の課題として、環境整備の法的義務化が必須であることを論じたものであるが、この実現は容易ではない。このため、特定の障害者を対象とした個別法や解消法3条2項（新設）を媒介として、権利条約9条のアクセシビリティの趣旨を取り込むことで、裁判規範としての可能性を指摘した。また、事業者の合理的配慮の法的義務化に際し、解消法の対応スキームについて、事前対策を主務大臣が、事後対策（調整的解決）を各地方自治体が担う仕組みづくりが適切であることを指摘し、裁判所も事後対策を図る機関として重要であることを確認したものである。

　もっとも、本稿は主に環境整備に限定した検討であり、このため、複合差別など差別には多様性があること、障害者家族の抱える諸問題について、解消法がまだまだ十分ではない点に触れることができていない。解消法の適用範囲は、労働場面以外の障害者の日常・社会生活という広範にわたるものであるが、各個別分野の課題への更なる解釈論的検討は他日の検討課題としたい。

1. 法改正は、8条2項について、「････社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」から「････必要かつ合理的な配慮をしなければならない」（下線部分が変更箇所）と改めた。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 改正法は、①国及び地方公共団体の適切な役割分担のもと連携・協力体制の構築（3条2項）、②基本方針において、国及び地方公共団体による障害差別解消のための支援措置の実施に関する基本的事項を設けること（6条2項4号）を新設し、また、③国及び地方公共団体による紛争防止のための体制整備に関する14条の「障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は紛争を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする」（下線部を付加）と変更し、④地方公共団体は、障害差別解消の取組に関する地域における取組に関する情報収集、整理及び提供に関する規定（16条2項）を新設した。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/r05/pdf/honbun.pdf,2023年9月22>日最終閲覧)。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 改定基本方針の具体的内容の大要は、以下の内容である。

   ①「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」に関する例を新たに記載したこと。

   ②行政機関等・事業者と障害者の双方の「建設的対話」と「相互理解」が重要であることが明記したこと。

   ③国及び地方公共団体が連携協力して対応できるよう、内閣府が、(ｱ)事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけ（対各省庁）、(ｲ)適切な相談窓口に「つなぐ役割」等を担う国の相談窓口の設置について検討することを新たに記載したこと。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 本報告の着想（権利条約におけるアクセシビリティとの比較）は、川島聡教授から意見交換を行った際のご助言によるところが大きい。川島教授には感謝申し上げます。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 障害者権利委員会の報告制度における審査手続について、長瀬修「障害者権利委員会――報告制度」長瀬修＝川島聡編『障害者権利条約の実施　批准後の日本の課題』（信山社、2018）47頁以下が詳しい。 [↑](#footnote-ref-6)
7. Committee on the Rights of Persons with Disabilities, Concluding observations on the initial report of Japan[hereinafter CRPD/C/JPN/CO/1].なお、本報告は外務省による総括所見の仮訳を参照している（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf,2023年9月22>日最終閲覧）。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 改定基本方針・前掲(3)9頁。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 改定基本方針・前掲(3)10頁。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 石川准「改正差別解消法は多様性を包摂する社会の架け橋となるか」DIO382号8頁(2023)。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 長瀬修「差別禁止・合理的配慮とアクセシビリティ―障害者権利条約から」福祉のまちづくり研究16巻2号3頁（2014）は、アクセシビリティ整備・向上が解消法における「環境整備」と「合理的配慮」の関係に重なるとしている。 [↑](#footnote-ref-11)
12. [Committee on the Rights of Persons with Disabilities,](https://digitallibrary.un.org/search?f1=author&as=1&sf=title&so=a&rm=&m1=p&p1=UN.+Committee+on+the+Rights+of+Persons+with+Disabilities+%2811th+sess.+%3A+2014+%3A+Geneva%29&ln=en)General comment no. 2 (2014), Article 9, Accessibility [hereinafter CRPD/C/GC/2], at 7(para. 25).なお、長瀬・前掲(11)では一般的意見2号についての訳がなされており、本稿はこれを参照している。 [↑](#footnote-ref-12)
13. Id., at 7(para. 24). [↑](#footnote-ref-13)
14. Id. [↑](#footnote-ref-14)
15. Id.,at 7-8(para. 25). [↑](#footnote-ref-15)
16. 権利条約の想定するアクセシビリティは、漸進的措置である一方で過度の負担の抗弁を認めないことなどの特徴からすると、生存権（憲法25条）における「制度後退禁止原則」に近い法的性格であることが指摘できよう。制度後退禁止原則は、憲法25条にかかる司法審査の密度を高める議論として、法律によって具体化された給付の水準を合理的理由なく切り下げるには、厳格な理由付けが必要であるとする見解として位置づけられる（棟居快行「生存権と『制度後退禁止原則』をめぐって」初宿正典ほか編『国民主権と法の支配（下）佐藤幸治先生古稀記念論文集』（成文堂、2008）369頁以下など）。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 障害者基本法は、3条2号・3号において「可能な限り」という上限的な文言を設けているため、これらを削除する必要があろう。 [↑](#footnote-ref-17)
18. 川内美彦は、改定基本方針でも環境整備の代表として掲げられているバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）について、ハードをどう作るかを定めた法律であって、本当に使えるかどうか、利用の実質の確保には触れられておらず、また、小規模の建築物には整備義務はなく、大規模なものにおいても工事計画のない既存のものであれば整備義務は課せられていないため、すべての建築物が対象となっているわけではないという課題を指摘する（川内美彦「建築環境と合理的配慮」福祉のまちづくり研究15巻2号44-45頁（2013））。このため、バリアフリー法であっても、障害者の建築物や公共交通の利用を権利として捉えていないとの指摘がなされる（川内美彦「第九条アクセシビリティの完全実施に向けた課題」季刊福祉労働163号50-51頁(2019)）。 [↑](#footnote-ref-18)
19. 川島聡「人権モデルと社会モデル――日本の条約義務履行への視座」賃社1817･1818号72-74頁（2023）。 [↑](#footnote-ref-19)
20. 川島・前掲(19)73-74頁。 [↑](#footnote-ref-20)
21. 芦部信喜『憲法叢説２　人権と統治』（信山社、1995）22頁。同旨の主張として樋口陽一ほか『注解法律学全集４　憲法Ⅳ』（青林書院、2004）350頁【佐藤幸治執筆部分】があり、「『国際人権』のなかには日本国憲法の保障する『基本的人権』と抵触するものもありうるが、『基本的人権』の保障の動態的展開にとって十分な刺激となり、憲法の解釈を通じて取り込むべきものがあるはずである」と指摘する。 [↑](#footnote-ref-21)
22. 平裕介「判批」法セ794号123頁（2021）は、実質的当事者訴訟において解消法7条2項の規定から合理的配慮の請求権を直接導くことはできないという判断によって医療器具等の購入費の（一部）支給を求める法的地位の確認訴訟が閉ざされる可能性もあると指摘する。なお、この判断は高裁でも維持された（名古屋高判令和３年９月３日判例集未搭載）。 [↑](#footnote-ref-22)
23. 教育基本法16条3項、障害者総合支援法88条。 [↑](#footnote-ref-23)
24. 地域の実情を踏まえるという規定が、学校教育では「地域における教育体制の整備状況」（学校教育法施行令5条1項、同令18条の2）、福祉サービスでは「当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況」（障害者総合支援法施行規則12条9号）という規定が存在する。 [↑](#footnote-ref-24)
25. この通知（「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」）は、「特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました」「一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、『交流』の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません」として、支援学級に在籍する子が週半分以上を通常学級で授業を受けることを不適切としている。 [↑](#footnote-ref-25)
26. 小国喜弘「インクルーシブ教育の課題」前掲(10)17頁。 [↑](#footnote-ref-26)
27. 茨木尚子「市町村による障害者支援：ポスト障害者総合支援法の課題」社会保障研究１巻４号762頁（2017）など。 [↑](#footnote-ref-27)
28. 前掲の就学通知処分取消等請求事件は、「本件指定当時、人工呼吸器を使用する児童を小学校で受け入れる地域における教育の体制が整備されている状態であったとはいえない」と判断し、市町村の教育委員会の認定における裁量権の逸脱・濫用はないことの積極事情として挙げている。介護支給量に関する鬼塚訴訟第一審判決（札幌地判平成24年7月23日判例地方自治470号71頁）であっても、9号について、「この整備の状況は、全国一律ではなく、地方ごとに当然に異なるのであり」、法が障害者に対して、どの種類の障害福祉サービスを、どの程度支給するかという判断について市町村の合理的な裁量に委ねており、自立支援給付等が「広く障害者一般を対象として継続的に行われる必要のあるものであり、特に支給量の決定は、持続可能な制度として安定的に運用するため、長期的な見通しに基づく財政的な裏付けが必要であるから、これを主たる要素とすることはできないとしても、被告における財政事情を考慮することも許容されるというべきである」と判断している。 [↑](#footnote-ref-28)
29. CRPD/C/JPN/CO/1, *supra* note 6, at 3(para.8). [↑](#footnote-ref-29)
30. 事業者の合理的配慮の提供が努力義務の段階においては主務大臣による差別の解消の啓発を図ることが重要であったが、法的義務となった後においても主務大臣の事業者との関係で権限を有することについて条文上の変更はない。 [↑](#footnote-ref-30)
31. 個別法により地方公共団体の長その他の執行機関に報告徴収、検査、勧告その他の監督等の権限が与えられているときは、主務大臣に代わって当該地方公共団体の長等が行うことになっている。 [↑](#footnote-ref-31)
32. 石川准・前掲(10)7頁。 [↑](#footnote-ref-32)
33. 促進法の解決手段として、まずは企業内での自主的な解決を図るべきで、これでは成就しない場合には調整的解決を重視すべきという構想で制度設計がなされており、障害や合理的配慮の多様性などから民事訴訟による権利義務体系に沿った定型的救済には限界があり、専門的行政機関による相談・指導・調停などの調整手法の方が適しているとの指摘がある（菅野和夫『労働法（12版）』（弘文堂、2019）301頁）。 [↑](#footnote-ref-33)
34. 菊池は、誰もが自立・自律に向けた潜在能力を有することを前提として、個々人の現実の能力の違いやニーズの違いを踏まえ、各人の個別的ニーズやさまざまな生活上の困難を受け止める相談支援（「寄り添い型」支援や「伴走型」支援など）を通じて、たとえ成果が出なかったとしても、社会とのつながりをもつことで社会的包摂が図られうるとする（菊池馨実『社会保障再考〈地域〉で支える』（岩波書店、2019）33－34頁69頁、107-108頁以下）。また、森は、特定集団の帰属ではなく個人としてのニーズに着目する相談支援の意義が、対等ではない相互関係において、差別行為それ自体を正義・平等に反するものとして批判することができうると指摘する（森悠一郎「関係的平等主義と相談支援」菊池馨実編『相談支援の法的構造－「地域共生社会」構想の理論分析－』（信山社、2022）129頁）。 [↑](#footnote-ref-34)
35. 例えば、横浜市の場合、「横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例」によって調整委員会が設置されている。また、2023年4月に施行された「神奈川県当事者目線の障害福祉促進条例」に基づき、神奈川県では県全域での調整委員会の設置が予定されている。このため、横浜市では市レベルと県レベルの調整委員会が存在することになるが、いずれの調整委員会も、その委員に障害当事者が委嘱されている（県の調整委員会では委嘱予定）。 [↑](#footnote-ref-35)
36. 民事調停委員（民調法6条）となる資格は、「紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験 を有する者で、人格識見の高い年齢40年以上70年未満」（民事調停員及び家事調停委員規則1条）とされているが、裁判所の紛争のニーズ（交通事故等の賠償問題）から銀行や保険会社に勤務していた職員が多く委嘱される傾向にあり、民事調停委員によっては障害に対して無理解な人物も少なくないと思われる。このため、各地の調停協会では障害に関する研修を実施したり、各簡易裁判所などでは積極的に障害当事者を民事調停委員に任命すべきであろう。 [↑](#footnote-ref-36)
37. 長谷川聡＝長谷川珠子「障害と差別禁止法」菊池馨実ほか編『障害法（第２版）』（成文堂、2021）142頁、千野博之「合理的配慮論の歴史と展開」九州弁護士連合会・大分県弁護士会『合理的配慮義務の横断的検討』（現代人文社、2017）107頁など。他方で、報告者は、合理的配慮の請求権を肯定するべきと考える立場であるが、紙面の関係上、この点について本報告では触れられない。 [↑](#footnote-ref-37)
38. 池原毅和『日本の障害差別禁止法制』（信山社、2020）213頁。 [↑](#footnote-ref-38)
39. 協議を求める地位確認を肯定する見解は、労働組合法７条における団交を求める地位確認の議論を想起させる（国鉄事件・最三小判平成3年4月23日労判589号6頁）。労働組合法7条2号に基づく使用者の団交応諾義務は、公法上の義務であるであるほか、労働組合と使用者との間の私法上の効力を有するのであって、具体的団交請求権は認められていないとしても、使用者は団交に応じるべき地位にあるものと説明される（名古道功ほか『労働法Ⅰ集団的労働関係法・雇用保障法』（法律文化社、2012）102頁【名古道功執筆部分】）。 [↑](#footnote-ref-39)